

令和 7 年第 6 回臨時会

草津町議会臨時会議録

自 令和 7 年 10 月 2 日
至 令和 7 年 10 月 2 日

草 津 町 議 会

令
和
七
年
第六回
〔十
月〕
臨時会

草
津
町
議
會
會
議
錄

令
和
七
年
第六回
〔十
月〕
臨時会

草
津
町
議
會
會
議
錄

令
和
七
年
第六回
〔十
月〕
臨時会

草
津
町
議
會
會
議
錄

令和7年第6回草津町議会臨時会会議録目次

○招集告示..... 1

第 1 号 (10月2日)

○議事日程..... 3
○会議に付した事件..... 3
○出席議員..... 3
○欠席議員..... 4
○説明のため出席した者..... 4
○事務局職員出席者..... 4
○開会及び開議の宣告..... 5
○町長行政報告..... 5
○議事日程の報告..... 12
○会議録署名議員指名..... 12
○会期決定..... 12
○議案第1号～議案第3号の一括上程、説明..... 13
○議案第3号の質疑、討論、採決..... 15
○議案第1号及び議案第2号の委員会付託..... 15
○付託議案にかかる委員長報告..... 16
○議案第1号の質疑、討論、採決..... 18
○議案第2号の質疑、討論、採決..... 23
○閉議及び閉会の宣告..... 25
○署名議員..... 27

草津町告示第57号

第6回草津町議会臨時会を次のとおり招集する。

令和7年9月26日

草津町長 黒岩信忠

記

1、日 時 令和7年10月2日 午前10時

2、場 所 草津町役場

3、議 題

議案第 1号 令和7年度草津町一般会計補正予算（第6次）

議案第 2号 令和7年度草津町千客万来事業会計補正予算（第2次）

草津町告示第 57-1 号

第 6 回草津町議会臨時会の付議事件に次の事件を追加する。

令和 7 年 9 月 29 日

草津町長 黒岩信忠

記

追加付議事件

議案第 3 号 人権擁護委員候補者の推薦について

令和 7 年 10 月 2 日 (木曜日)

(第 1 号)

令和7年第6回草津町議会臨時会

議事日程(第1号)

令和7年10月2日(木曜日)午前10時開会

第1 開議

第2 議事日程の報告

第3 会議録署名議員指名

第4 会期決定

第5 議案上程

議案第1号及び議案第2号

議案第3号

第6 議案第3号 質疑・討論・採決

第7 議案第1号及び議案第2号委員会付託(別紙付託案)

第8 休憩

(総務観光常任委員会・民教土木常任委員会 開催)

第9 付託議案にかかる委員長報告

総務観光常任委員長

民教土木常任委員長

第10 議案第1号 質疑・討論・採決

第11 議案第2号 質疑・討論・採決

第12 閉議

第13 閉会

会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(11名)

1番 直井 新吾君

2番 安齋 努君

3番 有坂 太宏君

4番 市川 祥史君

5番	安 井 尚 弘 君	6番	小 林 純 一 君
7番	金 丸 勝 利 君	8番	上 坂 国 由 君
9番	湯 本 晃 久 君	10番	黒 岩 卓 君
11番	宮 崎 謹 一 君		

欠席議員 (なし)

説明のため出席した者

町 長	黒 岩 信 忠 君	副 町 長	福 田 隆 次 君
教 育 長	富 澤 勝 一 君	愛 町 部 長	川 島 和 武 君
総 務 課 長	石 坂 恒 久 君	税 務 課 長	堀 田 高 史 君
企 画 創 造 課 長	田 中 浩 君	観 光 課 長	宮 崎 健 司 君
住 民 課 長	熊 川 一 記 君	福 祉 課 長	越 前 谷 学 君
健 康 推 進 課 長	萩 原 健 司 君	生 活 環 境 課 長	宮 崎 雄 一 君
土 木 課 長	佐 藤 俊 之 君	上 下 水 道 課 長	岡 田 薫 君
こ ど も み ら い 課 長	高 井 洋 一 君	温 泉 課 長 補 佐	黒 岩 英 德 君
教 育 委 員 会 長	白 鳥 正 和 君	ベ ル ツ こ ど も 園 長	橋 爪 保 君
総 務 課 主 査	今 平 一 真 君		

事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長	和 田 修	議 会 書 記	新 田 美 幸
-------------	-------	---------	---------

◎開会及び開議の宣告

○議長（宮崎謹一君） おはようございます。

定刻になりましたので、ただいまから令和7年第6回草津町議会臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員は11名であります。地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

◎町長行政報告

○議長（宮崎謹一君） 議案に先立ちまして、ここで9月29日に行われた前橋での裁判について、元議員ということで議会にも関係があることなので、町長のほうから報告がございますので、議案に先立ちまして、町長、よろしくお願ひします。

[町長 黒岩信忠君 登壇]

○町長（黒岩信忠君） 今、臨時議会で行政報告というのではないんですけれども、事件が事件だっただけに、議会の皆様方に改めまして、今回の新井祥子元町議のリコールに始まったこの一連の騒動に対して令和7年9月29日に判決がありました。もう既に報道等でご存じと思いますけれども、町長として改めて公式の場所で発言をしておきたいと思っております。

前橋地方裁判所の刑事部は、新井祥子元草津町議会議員に対して懲役2年、執行猶予5年の判決を下したものであります。これは虚偽告訴罪、うその罪という意味ですけれども、その虚偽告訴罪と名誉棄損罪、刑法230条にありますけれども、この併合罪で起訴されたという、大変私がいろいろ調べてみるとまれな事件ということで、極めて悪質、反省の姿勢もないとして、私から見れば厳しい刑が言い渡されたと判断しております。

ネット等のいろいろな反応は、これほどの事件を起こして執行猶予がつくのかということではありますが、日本の名誉棄損等々の法令の中で、これだけ重い執行猶予5年というのは法律上それ以上の、執行猶予6年というものはありません。5年が最高の執行猶予の期間であります。そういう中で2年の懲役、そしてその刑を5年間猶予するということではありますけれども、私から見れば大変重い判断があったと思う次第であります。

この問題は、議会でもさんざん議論し取り上げた問題でありますけれども、一番この問題が大きくなつたのが、新井被告人には外国特派員協会に出向き、黒岩町長から性被害を受けたのは事実ですと平然と言い切つたわけです。これは大変な事件として、世界に広まつたと

いうことであります。そして、新井被告人は何ら警察また群馬県暴力センターに相談することなく、私を陥れるためですから、それに向かって問答無用でどんどん進んでいったという形になるかと思いますけれども、さらに撲滅する性運動への性被害者の撲滅をする運動の集会まで顔を出していたということであります。

こういう中で、アメリカの主要メディアが全て報道しました。また、イギリス、ドイツ、台湾、フランス、以前も申し上げましたけれども、フランスからは、私に直接取材が、電話取材ですけれどもありました。時差が7時間ありますので、その中で打合せして行ったというものであります。

この極めて悪質な事件の結末は、もう既に皆さん、ご存じのとおり、新井被告人が陳述では胸にボイスレコーダーを入れていたというふうに供述をしております。裁判官からどちらの胸ですかと言ったら、それが答えられなかった。つまり、うそですからどこに入れたかということも、後々それが尾を引くという判断をしたんでしょう。しかしながら、胸にポケットに入れていたということであります。そして、そのボイスレコーダーを前橋地検が令状を取り、ハードディスクで復元したところ、全く普通の会話の連続であったということであります。

この事件は、当初15分間だけ、新井被告人が音声を切り取り公開したわけでありますけれども、これは、私が会っていないということを主張するという判断が彼女にあったんだと思うんですけども、そういう意味で、会った証拠として15分間だけ公開した。その後のボイスレコーダーは、内容は町長が近づいてきたので、電源を切ったのであるはずがないと言っていたわけでありますけれども、それが真っ赤なうそで、結局は1時間近くあったということです。

私の記憶ですと、50分切るぐらいの1時間であったと思うんですけども、そういう中でやり取りを全て私も聞きました。そういう中で、これが決定的な証拠になったということで、1分間、厳格に言いますと47秒か48秒間、音声が途切れるのではなくて、会話が途切れたというところがありまして、私が自分のデスクに戻って、電話で前町長に電話をしたその内容で、私のまた言葉から「あっ、留守電になっている」という声が入って、そして、また普通の会話が始まるということであります。そういう中で、物的証拠として、これは揺るぎないものになったわけであります。

新井被告人は、最初は町長とそういうふうになれてうれしかったと言ったのが、そのうち強要されたに変わり、さらには不同意性交等罪を主張したものだったんですけども、それ

をうそとして後からスカートをめくり上げ、下着をおろされ、そして、その法律のあれは不同意わいせつ罪というものを主張し始めたわけであります。これは公訴時効が12年です。

そして、その1年前の11年たったときに私を刑事告訴してまいりました。前橋地検は4日で不同意わいせつ罪を不起訴にして、新井被告人への捜査令状を取り、パソコンを回収請求したそうであります。先も述べましたように、ハードディスクを復元したところ、被害を受けた音声など全くなく、前橋地検の検事は、単なる雑談であると、このように説明していました。

この事実に基づき、新井祥子、刑法230条名誉棄損及び刑法第172条虚偽告訴罪の併合罪で起訴すると検事から告げられました。そういう中、この捜査は、最初、長野原警察署が担当していただきましたが、その事件が検察庁に送検されてから、検察庁のほうでも一生懸命やつていただきたいということで、長野原警察署並びに前橋地検には町長として感謝したいと思っております。

そして、新井被告人は、うそがばれているのにもかかわらず、今でも太ももや胸を触られたという主張は取り下げておりません。判決が出ても取り下げておりません。もし、触ったとしたら、完全にボイスレコーダーにその音声が残っているはずですけれども、一切ないということで、普通の会話が続くだけで、最後は町長室を出るとき、普通に「今日はありがとうございました、町長」というふうにあります。自分の車に乗り込み、また帰るときにもきぬ擦れ音がたくさん入っています。車を閉める音がして、ドアを閉めた瞬間、ふだんの声と違った野太い声で、「ああ、疲れた」で音声が終わっているものであります。

そして、我々が一番懸念したのが、この新井祥子被告人をリコールしたことが物すごく炎上したことあります。なぜ我々がしたかということは、私が説明するまでもないですけれども、議会議員でありながら、警察へも届けない、性暴力センターにも相談することなく、ただ犯されたということでどんどん情報を伝播する。これを放置することはできないということでありまして、改めて数字を申し上げますと、リコール請求対象者が19名、そして受任者141名、160名の方々が関わっていただいた、ここに名前を連ねない方々もたくさんおったわけでありますけれども、圧倒した票数、有効投票数の92%が新井被告人に議員の資格はないというふうにつけたものだと思います。

そして、リコールが成立しますと、フェミニストと言われる人たちが裁判中にもかかわらず、新井祥子被告人をリコールで解職することを許さない。様々なネットによる抗議が始まったわけであります。草津温泉に行かないキャンペーンが張られたとき、本当に私は町長と

して申し訳なく思っていました。しかし、私が何か非があったのなら、それは反省もしますけれども、まさにテロ、通り魔と同じだとこのように思います。

新井被告人は湯畠に立ち、真ん中に立ち、町長に対して権利の濫用みたいな看板、字が間違っていますけれども、そしてその周辺にはフェミニストとされる人たちがいたわけありますけれども、役場周辺では、私も聞いていましたけれども、町長出てこい、辞めろ、警察が出動する騒ぎになったということあります。

そういう中で、リコールに賛成したものは暴力団の拳銃で撃ち殺すということが、最初、草津市に届きました。草津市は、これは明らかにうちではない、これは草津町のほうだということで、そのメールがこちらに届きました、警察に届けたところ、8人だったと思いますけれども、完全武装した警察官がこの役場周辺に警備についたということで、何日の何時何分に爆破するという予告と、それから賛成した者だけ暴力団の拳銃で撃ち殺すという内容がありました。万が一に備えて、町としても、草津小・中学校、ベルツこども園を休校、休園にしたものです。

そして、この中で、高崎経済大学の教授、名前はあえて言わないですけれども、リコールを法が想定していないリコールと我々をやゆしたわけでありまして、裁判は司法制度です、誰も認める。しかし、リコールというのは、署名活動は、これは地方自治法の一部を適用された法律行為です。さらに、投票になりますから公職選挙法に法律が変わりますけれども、これ全適じやないんですね。一部適用というとどういう意味かというと、全部適用ですとちゃんと選挙と同じように看板を設置してポスターを貼る、貼らない、自由ですけれども、そういう形の中でやろうとすると、全部、町の金でそれをしなければならない。町長選挙を一回やれば相当な金がかかる、議会選挙をやれば相当の金がかかる。それと同等の金をかけることを新井被告人のものに対してかけることがいかがなものかということで、これは町長として判断をして、選挙管理委員会に公的施設にビラは自由ですから貼ることを、町長としては認めました。そういう中で、新井被告人に対してもその旨は伝わっているはずであります。

そういう中で進んできたわけで、法が想定していないリコールと言いますけれども、これを教授たるもののが何を言っているんだ、じゃ、本当にそれがリコールされるんだったら悪用して裁判を起こせば免れる、逆の理論だと。法というものは整合性が取れないようにはつくれていない。今のままできちつとなっているということあります。

そういう中で、この騒ぎになったわけでありますけれども、裁判が進んでいる中で、俗に言われるフェミニストとされる方々がこれはまずいということで、文書で上野千鶴子氏が私

に謝罪をしてまいりました。また、参議院議員に立候補した井戸正枝さんは…

〔「衆議院」と言う者あり〕

○町長（黒岩信忠君） 失礼いたしました。

だそうです。立候補する前に私のところにじかに来て、大変申し訳なかったということで、そしてその30分ぐらい後に電話が来まして、国民民主党の玉木代表が電話をくれました。代表の言うには、公認した候補者の言動により黒岩町長、私とそれから草津町に大変迷惑をかけたという謝罪の電話をくれました。私としては、党首自らそういうふうに言ってくれることに対しては、逆に敬意を表するというふうに話をしたものであります。

この草津の、そしてレイプの町、セカンドレイプの町というふうにやゆした当時のS p r i n gの山本潤氏らが、15日に私のところに謝罪に来る予定であります。昨日も名前は言わないですけれども、ある方が町長に会いたいと謝罪に来たいと言ったんですけれども、その人と会うのはいかがなものかということで、要するに間違えだったことを認めて謝るという姿勢があるならば、もうそれ以上何もするつもりはないということで、その、秘書ほうから話をしております。

最後になりますけれども、このリコールについて、この事件について、草津町民の皆様が事件当初からこれはうそだということはほとんど言われておりまして、そういう中で私を信じて、いろんなものに東奔西走いただいた皆様に心からお礼を申し上げたいと思います。改めて、議会の皆様も正義を貫いたということで、そのリコールも法律上、また法律もそうですけれども、一般論の常識として、新井被告人が自ら裁判を起こしたのなら我々はしなかつたと思うんですけれども、それをせずに、ただ犯されたということを言い続けるものを議会議員として放置するわけにはいかないということで、リコールが進んだわけでありますけれども、そういう中、議会の皆様方、私もその上にいましたけれども、リコールに賛成され、この制度を使って新井被告人をリコールしたことは、我々は間違っていなかった、正義であったということを改めて、この公式の場所で、町長として皆様にお知らせしておきたいと思います。

以上です。長くなりましたが、よろしくお願いします。

○議長（宮崎謹一君） 町長の報告が終わりました。

黒岩議員。

○10番（黒岩 卓君） 町長の発言に対して質問ではないですけれども、こういう場でやつていいかどうか分からぬんですけれども、ちょっと言いたいことがあるので、議長の許可

を得たいと思いますけれども、いかがですか。

○議長（宮崎謹一君） 当時のリコールに対しましては、当時議長でありました黒岩議員が中心となって進めたということでございます。どうぞ。

○10番（黒岩 卓君） ありがとうございます。

まず、6年間という非常に長い苦しい戦いを戦い抜かれた町長に対し敬意を表したいと思います。大変ご苦労さまです。

まず、リコールについてなんですけれども、リコールというのは、憲法及び地方自治法で認められた住民の権利である。この住民の権利を我々はあるフェミニスト集団によって、侵されたわけです。なおかつ、恐喝までされている。先ほど町長が言ってくれたように、リコールに参加した者に対しては暴力団の拳銃で撃ち殺すというような脅迫めいた言葉でされていて、町民みんなそれに対しては恐怖を覚えているわけですよ。それに対して、幼稚園及び小学校は休校になったり、いろんな意味で社会的影響を受けています。そういう意味では、大きな被害を受けているわけなんです。

それに対して、今回、判決が出て、そういうことはなかったんだということで、もともとリコールは正当なものですけれども、それに対して外部からリコールに対して、意見を誹謗、批判されるなんてことはあり得ないことなんですよ。それを平気でやっておいて、ここで判決が出たから、あの被害は知りませんよじや済まないと思うんですよ。

私はそういう意味で、町長にぜひともフェミニストを通じて海外にまで拡散されたうそのことについて、どう責任を取らせるのかということで、もう一度、町長のほうから責任を取らせてもらいたいと思うんです。わざわざ、海外特派員のところに呼び出されて、そこで尋問に等しいような扱いまで受けて、やってきたわけでしょう。それに対して、正当な謝罪を、町長だけじゃなくて、町民に対してもすべきだと思うんですよ。そういうことを、ぜひとも町長サイドからまとめてもらいたいし、また議会としてもそこら辺のところははつきりとこういう人たちに対して、リコール、批判した人たちに対しては、きちんと謝罪を求めていくという議会の精神も必要だと思います。

以上です。その辺について町長、何か意見があるんだったら。

○議長（宮崎謹一君） 町長。

[町長 黒岩信忠君 登壇]

○町長（黒岩信忠君） この事件は、一番事件を大きくしたのは、新井被告人が外国特派員協会で出演して、うそを述べたことが世界に伝播したということでございます。そもそも論で

言いますと、私は仕組まれたと今思っています。東京の弁護士さんが、町長、ルールが違う。被害に遭った新井被告人が先に出て、その後、町長が弁解するというのが普通の常識だ。それは、黒岩町長が何を言うかを全部熟知した上で、新井被告人がそこに出でやるということはもう、そもそも論で間違っていると言われまして、言われてみればそうかなと思いました。

会場の中には強烈な女性ですけれども、めちゃくちゃな質問をしてくる。当然、私が悪党のごときの質問をしてくるわけですけれども、私は淡々と目をそらさずにらみつけて、記者にもきちんと述べました。内容的には、世界に発信されて町長が毅然とした態度を取っていたということで評価されたこともあると思うんですけども、いずれにしろ、それが外国では面白おかしく、ニューヨークタイムズやいろいろなイギリスのガーディアンが報道されて、本当に日本国というのは性被害、女性の性被害では後進国であるという内容も書かれていたと思います。だから、国家として、日本国は野蛮な国家であるまで言われて、社会問題に私はなったと思うんです。

そういう意味で、私がそこに出向いて、それを弁解する場を設けろと言われればするんでしょうけれども、正直言いまして、そこまでもうしたくない。個人的には6年間、町長は激務です。その間にこれをやらなければならない。検察庁には、前橋地検には27ページに及ぶ私の上申書を書きました。そうしたら、東京の弁護士が、町長、こんな長い文章、読まないですよ、検察官はと言われたんですけども、しっかり読んでくれました。それで、検察官も検事もそのタイミングを見ていて、新井被告人が私を刑事告訴、虚偽告訴罪をしたら、直ちに動き出した、4日で新井被告人の告訴を棄却して、そして新井被告人のボイスレコーダーを令状を取って抑えたということありますので、そういう意味では検察には感謝したい、警察には感謝したいと思います。

そして、じゃ、今後どうするんだと言われたときには、草津町の名誉を晴らさなければならぬというのが私の一番底流にありました。私が何かミスをして、何かやったんなら町民に申し訳ないと思うんですけども、全くテロです、通り魔です。その中で私が謝ると、何か私が悪いことをしたというふうに思いますから、それに対しては謝罪はしてこなかったんですけども、今になって見て、こういう判決が出来ば町民の皆さんに迷惑をかけたことに対するは本当に心苦しく思っておりますし、しかしながら、町民の皆さんには私を信じてくれたということで、重ねてお礼を申し上げたいと思います。

ですから、謝りに来たいというS p r i n gの代表の当時の山本潤氏、当初はレイプの町、草津と言い切ったんですね。そして、あまりにも強烈だと言い直して、セカンドレイプの町、

草津に替えたわけです。それが、山本潤という人ですけれども来ます。私は個人的には、ごめんなさい、謝罪すれば、はっきりと裁判所でももうボイスレコーダーが全ての証言を証拠として採用されているわけですから、私個人としてはいいんでしょうねけれども、これ以上関わりたくないというのが本音ですけれども、ただ、その人たちが来れば草津町がいかに名誉を傷つけられたかはきちんと述べて、どういう形の謝罪をするのか。怖いんでしょうね、弁護士付きで来るそうです。別に弁護士がいようと構わないんですけども、そういう形の中でどのような謝罪をするのか。また、公式の場所で皆さんに報告するか、非公式にするか分かりませんけれども、その内容については報告したいと思います。

私の名誉より一番つらかったのは、草津町がやゆされて、草津町のイメージを損ねたことが私は一番きつかったということありますけれども、それを、冤罪を晴らすためには私が事実ではなかったということを示したこと、全て草津の名誉も回復してくるものと思っております。

以上です。

○議長（宮崎謹一君） それでは議会といたしましても、議長には上野千鶴子氏からも謝罪があったようでございますが、地方議会人の巻頭言で、草津町議会の行つたリコールに対して非常にやゆした文言がありますので、後ほど、当時の黒岩前議長と皆さんと共有して対処したいと思っております。よろしくお願ひします。

◎議事日程の報告

○議長（宮崎謹一君） それでは、議題に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりです。

◎会議録署名議員指名

○議長（宮崎謹一君） 続いて、会議録署名議員を指名いたします。

5番、安井尚弘議員、8番、上坂国由議員の両名を指名いたします。

◎会期決定

○議長（宮崎謹一君） 会期についてお諮りします。会期につきましては、本日1日とすることに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

よって、会期につきましては本日 1 日と決定いたしました。

◎議案第 1 号～議案第 3 号の一括上程、説明

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議案の上程をいたします。

議案第 1 号 令和 7 年度草津町一般会計補正予算（第 6 次）について、説明を願います。

総務課長。

〔総務課長 石坂恒久君 登壇〕

○総務課長（石坂恒久君） 議案第 1 号について、朗読と説明をさせていただきます。

議案第 1 号 令和 7 年度草津町一般会計補正予算（第 6 次）。

令和 7 年度草津町の一般会計補正予算（第 6 次）は、次に定めるところによる。

第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 6,381 万 6,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 60 億 9,354 万円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 岁入歳出予算補正」による。

令和 7 年 10 月 2 日提出、草津町長、黒岩信忠。

おめくりいただきまして、1 ページ、第 1 表歳入歳出予算補正の一覧表にて説明を申し上げます。

表の中の款名、補正額の順で申し上げます。

まず、歳入として、15 款国庫支出金 381 万 6,000 円の増額、19 款繰入金 6,000 万円の増額。

続いて、右側 2 ページ、歳出について申し上げます。

3 款民生費 6,295 万 5,000 円の増額、8 款土木費 215 万 6,000 円の増額、10 款教育費 347 万円の増額、12 款予備費 476 万 5,000 円の減額。

以上、歳入歳出それぞれ補正前の額に 6,381 万 6,000 円を増額し、歳入歳出それぞれを 60 億 9,354 万円にしようとするものでございます。

3 ページ以降は、事項別明細書となっております。

以上、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議案第 2 号 令和 7 年度草津町千客万来事業会計補正予算（第 2 次）について、説明を願います。

企画創造課長。

〔企画創造課長 田中 浩君 登壇〕

○企画創造課長（田中 浩君） 議案第2号につきまして、朗読と説明を申し上げます。

令和7年度草津町千客万来事業会計補正予算（第2次）になります。

第1条、令和7年度草津町千客万来事業会計補正予算（第2次）は、次に定めるところによる。

第2条、令和7年度草津町千客万来事業会計予算（以下「予算」という）第4条本文括弧書きを「（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額7億3,682万6,000円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額1億2,463万1,000円及び過年度分損益勘定留保資金6億1,219万5,000円で補填するものとする。）」に改め、資本的支出の予算額を次のとおり補正する。

支出の項目で、第1款資本的支出において補正予定額1,628万円を増額し、計14億4,659万1,000円とするものとなります。

令和7年10月2日提出、草津町長、黒岩信忠。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議案第3号 人権擁護委員候補者の推薦について、説明を願います。

愛町部長。

〔愛町部長 川島和武君 登壇〕

○愛町部長（川島和武君） 議案第3号でございます。

人権擁護委員候補者の推薦について。

次の者を草津町における人権擁護委員候補者に推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

令和7年10月2日提出、草津町長、黒岩信忠。

人権擁護委員につきましては、3名の方に就任していただいておりますが、うち1名の方が12月31日をもって任期満了を迎えることから、草津町の人権擁護委員の候補者を法務大臣に推薦するに当たり、議会に意見を求めるものでございます。

12月31日までの任期ですが、法務局における事務手続等に係る時間を考慮し、今回の臨時議会において追加上程をさせていただいた次第であります。

なお、推薦しようとする方につきましては、後ほど町長より提案がございますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（宮崎謹一君） 以上で議案に係る説明を終了いたします。

お諮りします。議案第3号は人事案件です。議案の付託に先立ち審議したいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第3号については本日審議することに決定いたしました。

◎議案第3号の質疑、討論、採決

○議長（宮崎謹一君） 議案第3号 人権擁護委員候補者の推薦について、町長から氏名について提案を願います。

〔町長 黒岩信忠君 登壇〕

○町長（黒岩信忠君） 議案第3号 人権擁護委員候補者の推薦についてでありますけれども、推薦しようとする者、住所、草津町大字草津454番地の75、氏名、根岸康介さんです。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（宮崎謹一君） ただいま、町長から氏名の提案がありましたので、質疑をお願いします。質疑ありませんか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） なければ、質疑を終了し、討論を省略して採決したいが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

お諮りします。議案第3号 人権擁護委員候補者の推薦については、ただいま、町長から提案のあった根岸康介氏に同意することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

よって、ただいま宣告のとおり、根岸康介氏に同意することに決定いたしました。

◎議案第1号及び議案第2号の委員会付託

○議長（宮崎謹一君） 続いて、お諮りします。議案第1号及び議案第2号については、お手元に配付の別紙付託案のとおり、各委員会へ付託することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま宣告のとおり付託することに決定いたしました。

暫時休憩といたします。

第1委員会室において、総務観光常任委員会を開催していただきたいと思います。終了後、民教土木常任委員会を開催してください。よろしくお願ひします。

休憩 午前10時32分

再開 午前11時31分

○議長（宮崎謹一君） 休憩前に引き続き再開いたします。

◎付託議案にかかる委員長報告

○議長（宮崎謹一君） 付託議案に係る委員長報告をお願いします。

最初に、総務観光常任委員長、報告願いします。

〔総務観光常任委員長 黒岩 卓君 登壇〕

○総務観光常任委員長（黒岩 卓君） 総務観光常任委員会委員長報告をいたします。

令和7年第6回草津町議会臨時会におきまして、当委員会に付託されました議案についてまして、慎重審査をいたしましたので、その結果についてご報告いたします。

議案第1号 令和7年度草津町一般会計補正予算（第6次）（担当項目）。

令和7年度草津町一般会計補正予算（第6次）のうち、当委員会の担当項目についてましては、歳入において6,381万6,000円を増額しようとするものであります。

歳入の主な内容といたしましては、第15款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金において、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の推奨メニュー分として381万6,000円の増額、第19款繰入金では、3目草津よいと元気基金からの繰入れとして6,000万円の増額であります。

歳出では、当委員会の担当項目として、260万9,000円を減額しようとするものであります。

歳出の内容といたしましては、第8款土木費、4項都市計画費、1目都市計画総務費において、大滝・湯川再整備における構想業務委託費として215万6,000円を増額、そのほかに、

第12款予備費では、今回の補正予算の調整額として476万5,000円を減額しようとするものであります。

委員からは、大滝・湯川再整備構想業務における委託内容についての質問がなされ、どのような業者の選定を考えているのか。また、構想の詳細について質問がなされ、当局からは、業者についてはコンセプトの統一を考慮し、街なみ整備構想を受託した業者を選定する旨の説明があり、構想の内容については、日本一長い足湯の整備や、大滝乃湯のグレードアップのための整備及び湯川を観光資源とすることを目的とした整備を行う旨の説明がなされました。

当委員会といたしましては、慎重審査の結果、原案のとおり承認することといたしました。

議案第2号 令和7年度草津町千客万来事業会計補正予算（第2次）。

令和7年度草津町千客万来事業会計補正予算（第2次）のうち、資本的支出において1,628万円を増額し、総額で14億4,659万1,000円としようとするものあります。

内容につきましては、1項建設改良費、1目改良工事費、1節工事請負費において、建設中の天狗山レストハウスに設置するために制作を行っているジオラマについて、山間地から市街地を表現した3,000分の1スケールの立体模型に追加して、主要な市街地を表現した1,000分の1スケールの模型を追加制作するための費用1,628万円を増額するものであります。

当局から追加制作する模型の内容について、詳細な説明がなされました。

当委員会といたしましては、慎重審査の結果、原案のとおり承認することといたしました。

以上、付託議案に係る総務観光常任委員会の委員長報告といたします。

○議長（宮崎謹一君） 続いて、民教土木常任委員長、報告願います。

〔民教土木常任委員長 上坂国由君 登壇〕

○民教土木常任委員長（上坂国由君） 民教土木常任委員会の委員長報告をさせていただきます。

令和7年第6回草津町議会臨時会におきまして、当委員会に付託されました議案について、慎重審査をいたしましたので、その結果をご報告いたします。

議案第1号 令和7年度草津町一般会計補正予算（第6次）（担当項目）であります。

令和7年度草津町一般会計補正予算（第6次）のうち、当委員会の担当項目につきましては、歳出において6,642万5,000円の増額をしようとするものであります。

主な内容といたしましては、第3款民生費では、社会福祉総務費において、第8回草津町くらし応援商品券事業として6,195万5,000円の増額、老人福祉費において、地域老人ささえ

あい事業として100万円の増額、第10款教育費では、学校管理費において、中学校安全管理対策事業として247万円の増額、文化財保護費において、歴史文化散策路整備調査費として100万円の増額についてそれぞれ補正するものでございます。

委員からは、くらし応援商品券のスケジュールについての質問や地域老人クラブささえあい事業について質問があったほか、文化財整備などについて活発な意見や質問があり、当局からそれぞれ詳細な説明がありました。

当委員会といたしましては、慎重審査の結果、原案のとおり承認することといたしました。

以上、当委員会付託議案に係る委員長報告といたします。

○議長（宮崎謹一君） 以上で、付託議案に係る委員長報告を終了いたします。

◎議案第1号の質疑、討論、採決

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議案第1号について質疑を行います。

黒岩議員。

○10番（黒岩 卓君） 2点ほど質問させていただきます。

1点目は、8ページの歳出の部分、老人福祉事務費の100万円についてなんですか？ お認めいただきまして。本当にありがとうございます。老人クラブとしても喜ぶと思います。

その中で、老人クラブの人たちが何に使ってもいい、お茶飲み会でもいい、どんどん出てくることが大事だというような発想から、この予算を組んでいるんだと思うんですけれども、そういう説明がありました。

その中で、出て来るのに、出て来たはいいけれども、座ることがおっくうで、椅子じゃないと駄目だというような人が多い。そういうような話の中で、前回、町長の英断で老人クラブにテーブルと椅子を用意していただきました。そういう中、老人が1回座ったら立てないというようなことがなく、また、ふだんの生活の中でも椅子の生活が多いから、椅子だのベッドだの生活が多いから、どうしても椅子、テーブルのみんなが集まる、お茶を飲むのも椅子、テーブルが必要だという中で、各老人クラブからいろんな要望の中で買っていただきました。

そういう中で、まだちょっと足りないというような話があるんですけれども、それについては増設していただけるような話は考えているんでしょうか。どうでしょうか。

○議長（宮崎謹一君） 町長。

[町長 黒岩信忠君 登壇]

○町長（黒岩信忠君） この100万円のあれは、先ほど委員会ではご了解いただきましたが、説明したとおり、当初は老人クラブが300万円という予算要求をされたんですが、とても金額が大きいということで私は150万円でお願いしたいということで、ずっとそれできたんですけどけれども、やはり集まるときに見てて、それぞれが金を払ってやることになると、こういう中で、やはり草津をつくってくれた先人の先輩方に敬意を表する意味でも、また老人クラブの皆様が活動しやすくなるためにも、そこで判断したんですが、1支部10万円、10支部で100万円ということを判断いたしました。

大変クラブの皆様も喜ばれているということで、委員会でも言いましたが、私があちこち顔を出して話を聞くと、言われるのが「町長、本当に観光ばかりやっているんじゃないよ」と怒られた部分もありました。そういうつもりで、福祉や教育やそれからお年寄りの方々をないがしろにしたつもりはないんですけども、そう言われば、黒岩町政、少し頭の切替えをして、子供たち、また年を重ねた人たちに対しての政策を重点的に持っていくという判断に頭を少し変わってきております。

そういう中で今、黒岩議員が質問されましたけれども、黒岩議員の提案で各区のほうにテーブルと椅子を配置して、この間も老人クラブの会長と話をしましたら、どうなんですかと言ったら、実は足りないんですという話をクラブの会長からも話を聞きました。足りないのであれば、この予算とは別にまた町長としてそれは判断していきたいと思いますので、足りない部分も申し上げてもらえば、検討して不足分は補充していきたい、このように考えております。よろしくお願ひします。

○議長（宮崎謹一君） 黒岩議員。

○10番（黒岩 卓君） 大変申し訳ありません。ありがとうございました。

先ほどの2点目の質問をちょっと忘れちゃって、2点目を質問させていただいていいですか。

○議長（宮崎謹一君） はい。

○10番（黒岩 卓君） 2点目が、同じ8ページの文化財保護事業の予算として100万円出しているんですけども、歴史文化散策路整備調査費ということで100万円を予算計上されています。質問内容が、調査内容の詳細と予算策定の根拠、策定額の根拠、何で100万円なんだ、何に使うんだというようなことでお願いしたいと思います。

○議長（宮崎謹一君） 町長。

[町長 黒岩信忠君 登壇]

○町長（黒岩信忠君） この金額につきましては、私が数字をきちんと述べました。

つまり、存目というのはよく1,000円載っているときがあるじゃないですか。それとは違ってやると決めているもので、ここに100万円載せて、これが足りなければ補正します。増やします。

狙いは、議長からも言われましたが、草津中にいろいろな隠れた文化財みたいなのがあると思うんですね。その発掘をしていきたい。特に、南本町の今度は温泉門の駐車場ができましたから、そこと道の駅の小道を、今年、整備しまして、さらにそこにどういういわれがあって、聞くところによると草津の入り口は運動茶屋であった。そこで、泣き別れて、長く逗留したお客様が、最後に泣き別れたということで泣き灯籠ということができたという、そういう、そのいわれとか、歴史上の何かすごい内容については教育委員会で調査をさせて、そして、それと同時に、ただ調査をさせただけじゃ何の意味もないんで、それで具体的に物事を動かすために取りあえず100万円つけた。だから、必要であるならばそれがもっと必要とあるならば、金をかけて、設計もこれから、進むべき方向を、じゃ、どういうふうにするか、コンセプトができたら、今日も話をしました今まで使っている北山創造研究所、K計画事務所等を通じて具体的なスケッチを描かせて、じゃ、どこにどういうふうにするかという、その手続を取っていきたい。そのための私が100万円付けろという直接指示したものですから、当然これじゃ足りないのはよく分かっていますので、そのようにしていきたいと思いますので、存目にしちゃ大きいし、あれなんですけれども、そのようにご理解をいただきたいと思います。

○議長（宮崎謹一君） 黒岩議員。

○10番（黒岩 卓君） よく分かりました。その件についてはそれでいいんですけども、歴史、文化だけじゃなくて運動茶屋については、私が小さいときに、何歳だからちょっと記憶にないんですけども、あそこにツツジが咲いていて、円形の大きな滑り台があって公園があったんですね。動物園のクジャクがいたり、ちょっとした猿がいたり、小さな動物園があったんです。そんな思い出があって、実際に、私は小さい子供のときに、そこでお母さん、お父さんと一緒にお弁当を食べたことがあります。

だから、そんなことも含めて、運動茶屋の開発というのももう少し予算を組んで、徹底的にやっていただきたい。道の駅から今、温泉門に向かっているところの開発もあると思うんですけども、その両側も含めて、あの辺全体の開発を考えていきたいと思います。

以上です。

○議長（宮崎謹一君） 要望でよろしいですか。

○10番（黒岩 卓君） 質問です。

○議長（宮崎謹一君） 町長。

〔町長 黒岩信忠君 登壇〕

○町長（黒岩信忠君） 今、そういう話を黒岩議員から初めて伺ったんですけれども、何となく私も言われてみれば、そのようなものがあったかなと記憶は持っております。

ツツジ園のようなところもツツジも春にはすばらしいツツジですし、いろんな意味で草津町の玄関口ですから、9割近くそこから入ってくるお客様ですから、そういう意味では入り口にふさわしい、もう一度、運動茶屋公園という形の中で何ができるか。設計事務所にもアイデアを今求めていますし、それから教育委員会でも文化財のものを調べてもらって、南本町の、草津町の玄関口をもう一度、再構築すべきだという判断は持っております。ですから、それを進めて、さらにもう一つの入り口である昭和区方面についても、新たな開発をして、そうすると私が描いた構想がほぼまとまるという感じになると思います。

まちづくりは物すごい長いスパンがかかります。途中でそれがいろいろ変わってしまうと、またそこで頓挫する。やはり、まちづくりとは物すごい長いスパンで物事をやっていかなければ、お客様が求めるような、町民が納得できるようなまちづくりにならないという判断をしておりませんので、私としては最後の総仕上げをしてまいりたいという決意でございます。よろしくお願いします。

○議長（宮崎謹一君） ほかに質疑ございませんか。

有坂議員。

○3番（有坂太宏君） 3番、有坂です。

1点だけお願いします。

8ページ、土木費の中の都市計画整備事業のところで、先ほど委員長報告で大滝・湯川再整備構想の業務委託だということの話があったんですけれども、その中で、大滝乃湯のリニューアルをしたいという報告がありました。

この中で、今年、1か月かけて女風呂や男風呂も天井のふき替えとかもやっていただいたと思うんですけども、ある町民の方からはそろそろ建て替えも考えてもいいんじゃないかというお話も多少伺っているんですけども、今回のこの大滝乃湯のリニューアルはどのような目的で、やっぱりあれですか、お客様に見栄えよく入っていただくためのリニューアル

工事ということでよろしいんでしょうか。

○議長（宮崎謹一君） 町長。

〔町長 黒岩信忠君 登壇〕

○町長（黒岩信忠君） 今、大滝乃湯は周り中駐車場、ほかの日帰り温泉等に行ってみると、やっぱり工夫を凝らして、入り口は入り口らしくきちんとしている。そういう中で、今現在、1,300円の料金にグレードとして見合うかという、常にそういう自問自答をしています。

それと、これから物価もどんどん上がる、人件費も上がるということになると、大滝乃湯も、町民のあれば手をつけるときはまたちゃんと言いますけれども、お客様に、やっぱり頂くためには、それなりのグレードといいますか、入り口全体を見た雰囲気の中の観光施設というのが非常に重要だと思うんで、具体的に言いますと、土手の斜面があって、駐車場が何台か潰すつもりでいますけれども、そこにオープンデッキみたいな形でお客様がくつろげる場所、そしてさらに入り口に食堂があるんですけども、違う方向から壁を抜いて出す方法もあるのかなと、昨日、現場を見て思ったんですけども、そういうふうに環境整備といいますか、やはり、その大滝乃湯が格好いいなというような、今までただそこに風呂がぼんとあって、駐車場が周りに囲まれていて、何の変哲もない施設であった。少しそういう意味で、大滝のグレードを上げていきたい。グレードを上げれば、将来にはまた料金を上げることも可能になってくるということあります。

建て替えと言いますけれども、今、建てれば恐らく10数億円、物すごく金がかかってくると思いますので、まだ、十分、使用に耐える。ですから、軀体そのものは別に何の問題もない。デザインとして、後からコンクリートにビスで、こういうふうにいろんな木をつけていいんですね。その木が、ビスが長かったんですけども、木が腐ったものだから落ちたんです。たまたま、お客様に当たらなくてよかったですけれども、大変な騒ぎだったということで、私も現場に行きました、飾りにつけている木を一回取ってしまえという中で、長期間休んだんですけども、全部やろうとすると一回ではできないということなので、また来年リニューアルして、何しろ安全な風呂にしなければならない。

風呂というのはすごく危険なところなんです。梁が落ちたという話をあちこちで聞きますし、だから安全のために来年もう一度リニューアルして、内装的には。ただ、軀体はしっかりしているということで、何年か前に私が町長になって間もなく、合わせ湯が兼用で、時間によって男女分かれていたわけですけれども、これを今までの合わせ湯を男性用に、女性の合わせ湯を階段式にしたということで、十分なお金をかけてきたということありますので、

建て替える意思はないですけれども、時代に合ったリニューアルを進めていかなければならぬと思います。

じゃ、建て替えたから一切メンテナンスが要らないか。風呂はすごくメンテナンスが必要です。ですから、今でも繰り返します。軀体はしっかりしている。だから、それに合わせた飾りつけというんですか、板を張ったり。そういうものが逆に危険を及ぼすところがあるので、今年、大分取ったんですけれども、そのリニューアル期間では足りないという現場の大工さんの意見なんで、一旦営業を再開したけれども、来年またそれをやるかもしれないですけれども、そういう形の中で、大滝乃湯を進めてまいりたいと思います。

三湯の中で、やっぱり圧倒した利益を出してくれるのが大滝乃湯ですから、利益が出るところには投資をするという考え方で、何度も議会でも言いましたけれども、私がなったときにその経営を立て直すために3億円投じたわけです。今の副町長が新しく造ったときに2億5,000円で造った施設に3億円のリニューアルをかけるのは大丈夫ですかと言ったんすけれども、責任は私が持つとやって、それによって、大滝乃湯は非常にビジネス的にはうまくいっていますし、露天風呂も今うまくいっていますし、御座之湯も修景をかけたという意味では物すごくきれいな景色になったのと、十分採算が取れているということでございますので、そのように大滝乃湯はご理解をいただきたいと思います。

○議長（宮崎謹一君） よろしいですか、ほかに質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（宮崎謹一君） なければ、質疑を終了し、討論を省略して採決したいが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

お諮りします。議案第1号について、原案のとおり可決決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

よって、議案第1号 令和7年度草津町一般会計補正予算（第6次）については原案のとおり可決決定いたしました。

◎議案第2号の質疑、討論、採決

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議案第2号 令和7年度草津町千客万来事業会計補正予算（第2次）について質疑を行います。

上坂議員。

○8番（上坂国由君） 8番、上坂です。よろしくお願ひします。

先ほど、委員長報告の中で1,628万円のジオラマ作製をするということでお伺いいたしました。ジオラマについては、町長の先ほどの委員会でもおっしゃったとおり、文化財に目を向けていただいている一環なのかなとも思いました。今後、小道整備や全てされる中も、それが今回の1,000分の1のほうに入っていくということでよろしいんですか。まち全体のこのぐらい変わったんだというのが分かるようなジオラマづくりをしていただけると思うんですが、今後、変わっていく中で、調整ができるジオラマなのかどうかを教えていただきたいと思います。

○議長（宮崎謹一君） 町長。

[町長 黒岩信忠君 登壇]

○町長（黒岩信忠君） お答えいたします。

最初は私がイメージしたのは3,000分の1でやりますと、山のほうが物すごく大きくて草津の市街とはこんなに小さくなっちゃうんですね。建物の高低差が出ないんですね。同じスケールにすると。それなものですから、その切り取った部分を別にうまく組み合わせた展示をしますけれども、そこにやる。だから、中心街は各ホテルの大きさからなります。正確にそれができます。

そうしたら、今度はスキー場が入らなくなっちゃったんですね。そうすると、飾る位置がある程度、決まってきますので、その部分はまた別にということで、それが今回の補正にかかるてくるということで、天狗山スキー場とベルツ通りが入ってくるようになります。

その後、例えば、建物が建て替わった、ここに新しい建物ができたということになりますと、それはそれで、後から補修すれば、その建物は入れていくということは可能だと思います。

話が飛んじゃうんですけども、森ビルが昔、社長が出ていて見ましたら、物すごい大きな部屋の中に東京全体のジオラマがあって、正確に書かれているんですけども、驚くほどすごいものですから、それを見て東京をどうするかと森ビルは考えたんでしょうけれども、それほどではないんですが、やはり来たお客様に多くの目に触れます。それから、火山と火山によってどうやって温泉が湧き出るかという仕組みづくりを見せるのと、火山と湯畑

がどのぐらい距離があるのか、安全か。その2点を大きく言えば表現していきたいということで、なっておりますので、質問の内容は、今後それが変わった場合どうなるんですかといったら、修正は幾らでも可能です。そうなれば、やってみて、じゃ、もう少しここを何とかしようということになるなら、それを補修することは私は十分可能だと思います。

森ビルもまちが変わるとその都度、全部変えているんですね。そういうふうなメンテナンスといいますか、やっていますので、そこまで追いかけるかどうかは今後の判断ですけれども、取りあえず、まち当局が考えたエリアをそこに表現していきたい、このように思っておられますので、変えていくことは可能だということだけ申し上げておきたいと思います。

○議長（宮崎謹一君） ほかに質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（宮崎謹一君） なければ、質疑を終了し、討論を省略して採決したいが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

お諮りします。議案第2号について、原案のとおり可決決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手多数〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手多数と認めます。

よって、議案第2号 令和7年度草津町千客万来事業会計補正予算（第2次）については原案のとおり可決決定いたしました。

◎閉議及び閉会の宣言

○議長（宮崎謹一君） これをもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

会議を閉じます。

以上で、令和7年第6回草津町議会臨時会を閉会といたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午前11時57分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和　　年　　月　　日

議　　長　　宮　　崎　　謹　　一

署　名　議　員　　安　　井　　尚　　弘

署　名　議　員　　上　　坂　　国　　由